

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第5号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成25年11月21日 01時50分ごろ
発生場所	香川県坂出市与島南西方沖の水島航路第4号灯浮標 （概位 北緯34°22.2′ 東経133°48.7′）
事故等調査の経過	平成26年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第十一あき丸、19トン 273-8405広島、SAマリン有限会社 B 台船 SA-11、全長約46m なし、富士海事工業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船首部ワイヤロープに塗料付着 灯浮標 標体枠に曲損及び擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、船体ブロック約150tを積載したB船の船首に二股につないだワイヤロープから長さ約45mのえい航索をA船の船尾につないで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、坂出市坂出港に向かった。 A船引船列は、船長Aが、GPSプロッター画面を見ながら操船に当たり、水島航路中央部を約5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進し、水島航路と備讃瀬戸北航路の交差部に差し掛かった頃、北西の風と潮流により、速力が落ち、東に流されるように感じたので、右舵を取りながら航行したが、船首が西に向いて速力が約1.5knに落ち、水島航路第4号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に向かって圧流されたので、海上保安庁に118番通報するとともに、本件灯浮標とえい航索の接触を避けるために右転しようとしたが、平成25年11月21日01時50分ごろB船の船首部ワイヤロープが本件灯浮標に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期、潮流 東流約2.0kn
その他の事項	船長Aは、前回、坂出市岩黒島の南を通航して同市与島の東側を通航した際、漁船が操業していたので、水島航路を南進することとした。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A あり、B あり</p> <p>A 船引船列は、水島航路と備讃瀬戸北航路の交差部中央を南進中、風潮流に圧流されたことから、船首が西を向いてB船の船首部ワイヤロープが本件灯浮標と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A 船引船列が、水島航路と備讃瀬戸北航路の交差部中央を南進中、風潮流に圧流されたため、船首が西を向いてB船の船首部ワイヤロープが本件灯浮標と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長Aは、本事故後、潮流の影響を十分に考慮して航行することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台船などをえい航する場合は、えい航索の長さ、台船の風圧面積、潮流の強さを十分に考慮し、風潮流の影響の少ない海域及び通航時機を選定すること。